配 付 資 料

令和７(2025)年 12 月 25 日
水　産　課

カキへい死対策に係る専決処分について

令和７年度に発生したカキへい死被害に関して、漁業者に対する経営支援を緊急に実施し、原因の究明と調査体制の強化に要する経費を支出する必要があることから、地方自治法に基づき、知事の専決処分により、次のとおり一般会計補正予算を措置するもの。

１　専決処分内容

・債務負担行為　１件（融資枠　720,000 千円）
・補 正 予 算 額　4,566 千円（うち一般財源　4,566 千円、全額繰越明許費設定）

２　内訳

（１）漁業者への経営支援

へい死被害を受けた県内のカキ養殖業者が、経営の安定化を図るために借り入れた資金について、県が利子補給金を交付するための債務負担行為の設定

【利子補給制度の概要】

・利子補給金の交付対象となる融資限度額：１経営体あたり　6,000 千円以内
・利子補給率：２％以内
・利子補給期間：３年以内
・対象となる融資：令和７年 12 月１日から令和８年４月 30 日までに借り入れた資金
・融資機関：普通銀行、信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫　等

※利子補給金は令和８年度から交付

（２）へい死原因の究明と調査体制の強化　4,566 千円（うち一般財源　4,566 千円）

塩分等の漁場環境とへい死との関係を明らかにするための実証試験、調査頻度の向上や調査地点の拡大によるモニタリング精度の向上、蓄積した漁場環境情報等のデータベース化によるへい死リスク低減のための経費

・試験用検体や高精度の連続観測機の購入等に要する経費
・データ入力作業に係る委託業務に要する経費　など